

第 3 章 教育方法・授業科目・履修方法等

(教育方法)

第 12 条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

(授業科目・単位)

第 13 条 各専攻の授業科目、単位および履修方法は別表(1)のとおりとする。

(教職課程)

第 14 条 中学校教諭 1 種免許状および高等学校教諭 1 種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に基づく所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において修得することのできる免許状の種類は、次のとおりである。

研究科	専攻	種類	教科
文学研究科	英語学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語
	国語国文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 国語

(入学前の既修得単位の認定)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他大学院において修得した単位を、10単位を越えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 単位認定の取扱いについては別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。これにより修得した単位は、10単位を越えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

3 前 2 項の規定に基づく単位認定および留学の取扱いについては別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第 17 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を越えないものとする。

(単位算定基準)

第 18 条 各授業科目の単位数の算定基準は、神戸松蔭女子学院大学学則第13条を準用する。

(単位認定・評価)

第 19 条 本大学院において履修した科目の単位認定・評価は、試験および平素の成績により行う。

(試験)

第 20 条 試験は、学期末または学年末に筆記試験、口述試験、研究報告等により行う。

第 4 章 課程の修了および学位

(課程修了の要件)

第 21 条 修士課程の修了要件は、本課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了要件は、本課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 8 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については 2 年以上在学すれば足りるものとする。

(論文審査等)

第 22 条 修士論文、博士論文の審査および最終試験の方法等については、別に定めるところによる。

(課程修了の認定)

第 23 条 課程修了の認定は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 24 条 学長は、課程修了の認定を受けた者に対し、神戸松蔭女子学院大学大学院学位規定の定めるところにより、学位を授与する。